

大学等の知的財産活性化のあり方について」に関する論点整理

1. 基本的考え方

- ・ 「知識経済」という新たな環境の下でイノベーションを生み出し、それらを経済成長の推進力としていくためには、まず、大学・公的研究機関等（以下、「大学等」という）における知的創造活動を刺激・活性化する必要があるが、それだけでは十分とは言えず、その成果を知的財産として適切に保護し、それを有効に活用することによって、初めて経済の活性化が図られる。このような認識に基づき、知的財産を戦略的に創造、保護及び活用することにより活力ある経済社会を実現するための国家像として、平成14年7月に知的財産戦略大綱が取りまとめられ、その中で「知的財産立国」を目指すこととした。
- ・ このような背景の中で、大学等は、その研究活動を通じて独創的かつ革新的な研究成果を生み出し、それを積極的に社会に還元することが期待されている。今後我が国が「知的財産立国」を目指すためには、大学等において、非凡な才能を有する研究者の創作意欲をこれまで以上に刺激するとともに、発明、ソフトウェア、データベース等の優れた知的財産が創出され、それが社会において最大限に活用されるメカニズムを構築する必要がある。
- ・ 大学等における研究成果の社会還元的手段としては、これまで論文による公表が主であったが、上記のような観点から、特許等の形での権利化とその活用（技術移転等）にも積極的に取り組むことが求められている。
- ・ 特許と論文は二者択一という性質のものではなく、また当然のことながら、全ての研究成果について特許を取得することは適切でない。大学等、個々の機関が自らの知的財産ポリシーを明確化し、各研究成果についてどのような活用方法が最適かを迅速にかつ的確に判断することが望まれる。
- ・ このような前提の下で、昨年6月に、総合科学技術会議として、大学等の知的財産活動について積極的に取り組むべき方策の全体像をとりまとめたところであるが、本年4月の国立大学法人化を契機に、大学等においてこれらの方策の具体化が進みつつある。そこで、大学等、産業界及び国が早急に検討すべき課題を整理するとともに、課題整理の軸を示すことが必要となってきた。
- ・ 大学等、産業界及び国が直面する課題の中には、既に解決策や方向性が明確に

なっているがまだ関係者に周知されていないものから、今後時間をかけて解決の道を探っていくべきものまで様々なものが含まれているが、課題として認識することが先ず重要である。そのうえで、大学等の知的財産をより一層活性化させるための施策を展開することとする。

- ・ 施策展開にあたっては、以下の点に留意すべきである。

経済のグローバル化、世界的な競争の激化・加速化といった環境の変化、及び研究者の流動化もボーダーレスとなりつつあること等を踏まえ、真の国際競争力強化を目指すためには、大学等における知的財産の管理・活用方法についても、国際的に調和のとれたものとすべきであり、少なくとも我が国だけが他の諸外国と異なる制度・運用となることは極力避けるべきである

米国における1980年代の様々な改革及び知的財産重視という姿勢への変化が米国産業の国際競争力を回復強化させ、長期に渡る経済成長の実現に貢献したことは事実であるが、その一方で近年米国内においても、特に大学等において知的財産権重視の姿勢に対する批判が生まれてきていることから、新たな方策の導入にあたっては、先行事例の示唆する点を踏まえた上で推進していくべきである

大学等がある方策を打ち出しても、そのスタート時点でそれが必ず長期的に最適化された選択であるかどうかを判断することは困難であることを踏まえ、今後は、様々な試みを可能にする環境、また状況の変化に応じた臨機応変な対応が必要であることから、大学等の自主性に基づき、自らの特長を生かした取り組みを推進できるよう、国は環境整備を行うべきである

・機関一元管理と研究者の流動化への配慮

第1章 創造分野

2. 大学等における知的財産の創造を推進する

⑥ 知的財産に関するルールを明確化する

機関一元管理を原則とするとともに研究者の流動化へ配慮する

2003年度以降(国立大学の場合は法人化を契機に)、大学、公的研究機関において特許等の効率的な活用が図られるよう、大学等の機関一元管理を原則とした体制を整備する。その際、大学で特許出願等を行わない発明等に関する権利の研究者への還元を可能とするルールを整備する。また、研究者の流動化に配慮し、内外の研究機関の事例等も参考としつつ、研究目的のライセンスといった契約上の工夫に加えてその他の手段の可能性も広く検討し、少なくとも自らの発明については異動先における研究の継続が可能となるような柔軟な措置を講ずる。

【基本的認識】

知的財産立国」実現のためには、我が国の研究資源の多くを有する大学・公的研究機関等(以下、「大学等」という。)において優れた知的財産が創出され、それが社会全体において最大限に活用されるメカニズムを構築する必要がある。

このような観点から、大学等の研究成果である発明等については、これまでの個人帰属から、機関帰属に速やかに移行し、機関一元管理を原則とした体制を整備すべきとされている。

【委員 招聘者等の意見】

1. 機関一元管理について

大学出願特許の選定に係る判断システム、大学が出願しない特許の研究者個人への還元方法等を整備すべき。

発明等について、機関帰属を原則とする機関一元管理の体制を推進して頂きたい。具体的な管理の方法について、以下の点に留意して頂きたい。

・大学教官 職員のみならず、院生 学生がなした発明等についても、大学への届出を義務づけ、大学承継か個人帰属かの検討をするようお願いしたい。

・教官等から届出があった発明等について大学が承継するのかもしれないのかの検討 決定はスピーディな処理をお願いしたい。

研究者とその所属する機関の間を、はじめから硬直した関係に置くのではなく、信頼関係が醸成されるよう配慮する必要がある。研究者が研究成果を創出した場合の所属機関への届出義務は、いくつかの課題を含む。

- ・「研究成果の創出」をどのように把握するのか。
 - ・研究の成果にも大小さまざまなものがある。発明が生じた時点も、同様に研究成果の把握によって異なってくる。
 - ・兼業先での研究成果についてもその種の義務を負うのか。
 - ・学外者との共同研究についてはどうか。

2. 研究者の流動化への配慮について

研究者が異動した場合の発明等の取扱いについて、統一ルールが必要ではないか。

移動先の機関(大学、企業等)で生じた発明等の成果については、共同研究のパートナーとしての企業の立場を考えると、「発明等生じた時点で所属している機関帰属」とすることが実務的に処理し易いと考えられる。ただ、いつ発明等が完成したかは判断が微妙な場合が多く、日ごろからきちんと研究メモ等の記録をつけることが必要である。また、当該移動する研究者が大学として特別の予算を手当てしている研究テーマや産学連携の研究テーマに参画している等の場合には、移動前の成果(研究途上の成果を含め)を確認し、秘密保持や移動後の一定期間内の出願については、移動前のプロジェクトの確認を得る措置が必要と考えられる。

移動後一定期間以内生じた発明等について移動前の機関に帰属させるという案は、特許法35条の問題が生じ、現に勤務している人については35条が使えるが、現に勤務していない人については35条が使えないので、就業規則等によって移転をさせるということが多分できなくなる。そういう問題もあるので、この場合については、個別にきちんと契約をしなければいけないということになると考えられる。

マテリアル等の研究成果も機関一元管理とすべきであると考えられるが、大学教官が移動した場合の取扱いについて、移動に際して如何なる物を持ち出すことができるのか、移動後の機関において利用できるのかについてのルールの明確化と学内への周知をお願いしたい。なお、前述の無形の研究成果とあわせて、これらの取扱いルールは機関毎に異なることがないような指針を与えていただきたい。研究者が大学等を移籍した場合も、その発明が生じた時点で所属している大学等に帰属させるべきである。

移籍前の大学等に帰属した特許権の存在によって、当該研究者が、移籍先の大学等において研究を継続することに支障が生ずる場合は、移籍前の大学等と移籍後の大学等で特許権の有効活用が図れるように話し合いを行なうべきである。

事前に取り決めなどを交わしておくことが望ましい。

【論点】

（論点 1）：機関一元管理について

1. 機関一元管理の下で、大学等は、自らの知的財産ポリシーを明確化し、特許等研究成果の内容に応じた、大学等として権利化すべき発明等を選定していくこととなる。その際には、研究成果の形態として、社会での活用を図るため特許等としての保護・活用と研究の高度化を図るため論文等による公表等があることを考慮し、これらは決して両立できないものではないことへの理解を広めるとともに、どのような活用方法が最適であるかを迅速にかつ的確に判断するシステム（体制、手続等）を早急に整備すべきではないか。その際、特許出願をすべきと判断した場合には、研究者に過度の負担とならないように配慮するなどして、速やかに出願を行えるようにすべきではないか。
2. 機関で特許出願等を行わない発明等に関する権利については研究者に還元すべきであるが、その判断はあくまでも機関が行うべきことである。大学等は、機関帰属の原則を遵守しつつ、研究者自身の判断により機関帰属としないようにすることができるという運用がなされないよう、例えば、研究者は研究成果を創出した場合には所属機関（大学知的財産本部等）に届け出ることを義務づける規定等の整備が必要ではないか。

（論点 2）：研究者の流動化への配慮について

1. 研究者が所属機関を異動した場合において、自己の研究の継続が可能となるよう、また、発明者としての適切な還元を受けられるよう、研究者と機関の間のルールを明確化すべきではないか。
2. 特に、原則機関帰属ルールの下で、研究者の異動に伴う当該研究者の研究成果である発明等の取扱いについては、機関ごとにそのルールが異なることはいたずらに混乱を招く恐れがあることから、基本的な考え方を示すことが必要ではないか。その基本的考え方としては、その発明等が生じた時点で所属している機関に帰属させるのが最適ではないか。なお、発明が生じた時点を明確にするためにも、研究ノートを慣習化することを奨励すべきではないか。

研究活動における他人の特許発明の使用の円滑化

第1章 創造分野

2. 大学等における知的財産の創造を推進する

(8) 円滑な研究活動と知的財産の保護の両立を図る

研究における特許発明の使用を円滑化する

研究活動における他人の特許発明の使用を円滑化するため、2003年度中に、特許権の効力が及ばないとされる試験 研究についての考え方を整理し、2004年度以降、大学・公的研究機関・民間企業等の研究現場に周知する。また、特許権の効力が及ぶ場合において、研究目的と商業的目的を区別したライセンス契約の普及、さらに米国国立衛生研究所 (NIH) の指針を参考にした指針や立法措置等の可能性を含めて、幅広く内外の事情を調査し、大学・公的研究機関・民間企業等における特許発明の使用を円滑化するための措置を講ずる。

参考 特許法

(特許権の効力が及ばない範囲)

第 69 条第 1 項 特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない。

【基本的認識】

1. 国立大学の法人化を受けて、今後更なる産学官連携の進展が期待される中、我が国においても大学等における他者の特許発明の実施に関する懸念が示されている。
2. 我が国特許法では、特許権の効力は、「業として」ではない特許発明の実施には及ばないが、「業として」の実施とは、個人的あるいは家庭的な実施以外のものを指すと解されており、事業に関連するものすべて (営利を直接の目的としないものも含む。) が含まれると解される。こうした解釈に従えば、大学等における試験又は研究も「業として」の実施であるとされる可能性が高い。
3. 上記の「業として」の試験又は研究のためにする特許発明の実施について適用される特許法第 69 条第 1 項は、「発明を奨励し、もって産業の発展に寄与すること」という特許法の目的の下、技術の進歩を目的とする試験又は研究についてまで特許権の効力を及ぼすことはかえって技術の進歩を阻害し、産業の発達を損なうとして、特許権者と公益との調和点を立法的に解決したものである。
4. 学説においては、「試験又は研究」の範囲をその対象及び目的により区分し、特

術の進歩」を目的とする行為に限定すべきとする説が通説とされている。通説では、対象については特許発明それ自体に限定するとともに、目的についても「技術の進歩」を目的とするもの（特許性調査、機能調査、改良・発展を目的とする試験）に限定している。

5. さらに特許法は、営利又は非営利目的によって他者の特許発明の実施に区別を設けていないことにかんがみると、企業と大学等の組織としての性格の相違によって、特許権の効力が及ぶ範囲が異なるものではない。よって現行法の解釈では、大学等における試験又は研究に対しても、特許発明それ自体を対象とし、かつ技術の進歩を目的とした試験又は研究を除き、特許権の効力は及ぶと考えられる。
6. 欧州諸国においては、「試験的使用の例外」が法定されているが、我が国と同様に限定的に解釈されている。また、米国においては、「試験的使用の例外」の法理は、判例において「娯楽のため、単なる好奇心を満たすため、又は厳密に哲学的真理探究のため」に限って認められてきたが、これまで極めて限定的に適用されてきている。判例上、試験的使用の例外が認められる範囲は極めて狭く、大学等における研究が特許権侵害に当たると判断された事例が存在する。他方で、国立衛生研究所（NIH）などでは、ガイドラインで研究ライセンスの活用などの方策が推奨されている。

【委員 招聘者等の意見】

他人の特許発明について、大学等で研究活動における使用ができることを明確にすべき。

スクリーニング特許等をはじめとして、いわゆる上流特許が成立した場合に非常に研究試験がやりにくいという問題は実際に起きている。特許性調査、機能調査、改良・発展を目的とする試験がどこまでできるかというのモかなり問題のあるところで、まだ定説を見るところではないと思われる。

企業が保有する特許権については、アカデミック・ディスカウントを考慮することは考えられるが、そうするかどうかについては、企業の自由意思に委ねられるべきである。

大学といえども、他人の特許権・著作権等の侵害を問われることについて、大学としてのリスク管理のあり方を検討すべきと思われる。研究者が、自己の研究の方向性や成果の確認・評価にあたって「先行技術調査」を行うことは、二重研究を回避し、良き成果をあげるとともに、権利侵害の回避にも繋がる有効な方法があるので推奨したい。

大学といえどもすべてが免責されるべきではない、特許法第 69 条 1 項の適用範

困についての拡大解釈や制度改正によって、大学や研究機関に幅広く実施を認めるのは行き過ぎであると考え。第 69 条 1 項の現行の枠組みに基づき大学が免責される範囲と免責されない範囲を明確にし、大学研究者間に周知して頂きたい。その際、特許権のみならず、著作権その他の知的財産権についても、同様に問題となる行為を周知して欲しい。

大学における試験・研究の取扱いと、特許法 69 条との関係については、特許発明それ自体を対象とし、かつ技術の進歩を目的とした試験又は研究の場合には、特許権の効力は及ばないので、大学等においてもこのような試験又は研究を行うにはライセンスは不要である」と言い切っているが、後発医薬品と 69 条の関係に関する最高裁判決等の一連の判決の流れの中で見ても、技術の進歩を目的とすれば、必ず 69 条で特許権の効力は及ばないと言い切っているのかというには問題があると思われる。

こういう技術の進歩を目的として試験・研究すればライセンス不要というところに直ちに行けるのかどうかというのはかなり問題になるところではないか。国立大学等が法人化され、知財本部ができて、特許権等が知財本部に集約されることになると、産学連携は、経済活動、営利活動の一環とみなされると、大学等が非営利組織と言えるかという点ですら問題になってくる。そういう状況の中にあって、なおかつ大学等におけるこのような試験・研究は、ライセンス不要であるとまで言い切って本当に大丈夫か。

リサーチツールについては、仮にこの調査会である結論を出したとしても、例えば裁判所に訴えられた場合に、裁判の判例が異なるというケースが当然あり得ると思うが、その場合はどのような形でここでの議論というのが反映されるのか。

大まかな括りではかなり無理がある。かなりの場合分けをして、どういった場合がいいのか、悪いのかといったところを詰める必要がある。具体的には、例えば大学の研究者の方が、研究室の中に入ったら、すべてパテントフリーなのか、またはそうではなくて、パテントが入ってくる部分があるのか、ここで言われている特許発明、それ自体を対象というのは、具体的にはどうなるのか。特許発明の物等をつくる発明、それを図る発明とか、そういったものまでどうなのかということがわからないと、やはり大学の研究者としては困るのではないか。

大学教育の場合はどうなのか。教育のために、例えば発光ダイオードをつくるというのは果たして特許権の効力は及ぶのか。具体的に実態がどうあるのか、研究室の実態がどうあって、一般の企業との研究室とどう違うのかというふうなところも詰める必要があると思われる。産業の発達、科学技術の発達、権利者の権益がどの程度損なわれるのかというところは重要な観点と思われるので、広く調査、分析をお願いしたい。

理念というか、方向性の議論が、この 69 条に関しては非常に重要だと思われる。

解釈としては、大学にとって例外ではないというのはよく理解できるが、一方で、大学や企業で基礎的研究をやると、どんどん特許の侵害訴訟が起って、差し止め請求が起こるといふようなことといふのは非常に危険な状態で、研究環境という観点で考えていった場合に、果たして科学技術の発展に役立つのだろうかという疑問がある。消極的になるなどいっても、実際にあちこちで差し止め請求が起れば、やはり消極的にならざるを得ない。

【論点】特許発明の使用の円滑化

1. 現行法の解釈では、大学等における試験又は研究活動についても、特許発明それ自体を対象とし、かつ技術の進歩を目的とした試験又は研究を除き、特許権の効力は及ぶ。しかしながら、大学等から優れた知的財産が円滑にかつ継続的に生み出されてくるためには、自由な研究環境を確保する必要がある。このような視点からすれば、大学等の研究者が他者の権利の存在によって自由な研究活動に対して消極的になることのないよう配慮すべきではないか。
2. 大学等は、まず、自らの研究活動が特許権を侵害する可能性があることについて、研究現場を含めて十分に認識を深める必要があるとともに、その点を前提に対応策を考える必要があるのではないか。具体的には、大学等の研究活動に特許権の効力が及ぶ場合であっても、例えば非営利の研究目的であれば簡便かつ安価にライセンスを得られるような研究目的のライセンスを活用すれば、特許権の経済価値を大きく減じることなく、研究活動を円滑に進めることが可能になると思われるがどうか。
3. 研究現場に対して、特許権の効力が及ばないとされる試験・研究についての考え方とともに、研究目的のライセンスの活用など特許権の効力が及ぶ場合において特許発明の使用を円滑化するために参考となる内外の事例を周知すべきではないか。
4. この問題は、研究コミュニティ全体の問題として、大学等や産業界の関係者がともに議論し、研究目的であれば合理的な条件で特許発明が使用できるという点についての共通の理解を醸成するとともに、そのような共通の理解を、ガイドラインやモデル契約といった形で整理・公表したり、広く研究目的で特許発明を使用するための具体的なメカニズムを構築することが、有益であると思われるがどうか。そのため、大学及び公的研究機関に加えて産業界の関係者も参加した協議の場を設け、研究活動における特許発明の使用の円滑化を図る方策として、ガイドラインやモデル契約その他研究目的のライセンスを簡便に行うためのメカニズムを検討すべきではないか。
5. また国は、国費を原資として得られた研究成果に関して、研究活動におけるその特許発明の使用の円滑化を図るための契約ガイドラインを策定し、大学等における契約の参考とすべく公表すべきではないか。

6. 大学等は、研究活動の内容・方法を踏まえ、他人の特許侵害の恐れがある場合には、事前に特許情報等を調査して先行技術の存在を認識しておかなければならないことを、研究者に対して周知させるべきではないか。
7. 国は、大学等研究者の特許情報等へのアクセスを容易にするため、特許庁特許電子図書館 (PDL) の機能を向上させると共に、大学等への特許電子図書館の普及に対して、積極的に支援すべきではないか。

大学等における研究マテリアル・デジタルコンテンツ等研究成果の帰属の明確化と使用の円滑化

第1章 創造分野

2. 大学等における知的財産の創造を推進する

(8) 円滑な研究活動と知的財産の保護の両立を図る

研究マテリアルの使用を円滑化する

- i) 2003年度以降、大学・公的研究機関において、研究において用いる物(マテリアル)の移転条件や簡便な移転手続を定めたルールの変更の周知を図り、研究活動での有体物(マテリアル)の使用の円滑化を図る。
- ii) 2003年度以降、大学・公的研究機関において作られた有体物(マテリアル)に化体されたノウハウ等の知的財産の帰属関係や必要な管理について、「営業秘密管理指針」も参考にしつつ、明確化を図る。

【基本的認識】

1. 科学技術・学術審議会産学官連携推進委員会知的財産ワーキング・グループ報告書(平成14年11月)によれば、特許権のみならず、著作権(データベース及びプログラムに係る著作権)、回路配置利用権、育成者権、研究開発成果としての有体物、その他技術情報やノウハウ等大学等で生み出された知的財産等は、学内規則や契約等に基づき原則大学等に帰属させること、学外移転や具体的利用価値が認められた場合に大学等に届出後、大学の組織管理とすること等の基本的考え方が示されている。
2. 現在各大学等は、法人化後もこの考え方に沿って、有体物(マテリアル)、ソフトウェア、実験データを含むデータベース、デジタルコンテンツ等の研究成果物についての取扱い規定を定めつつあるところである。

【委員・招聘者等の意見】

特許に限らず、研究マテリアル、ソフトウェア、実験データを含むデータベース、デジタルコンテンツ等の研究成果物についても取扱規定を明確にすべきではないか。

大学には、組織としての総合力の発揮を期待するところであり、研究マテリアル、デジタルコンテンツを含め、全ての知的財産について、法人化される大学として機関帰属を図るべきである。

発明等に関する権利のみならず、研究成果としての有体物(成果として生じた試

作品（試料・マテリアル等）、ソフトウェアや論文等の技術資料の著作物についても、研究成果の機関帰属を前提とした機関による一元管理化体制を望む。

研究試料の取り扱いと、特許等ほかの産業財産権の取り扱いのルールは、必ず統一していただきたい。特許等が機関帰属になるのであれば、研究試料も機関帰属としないと、非常に多くのトラブルが出ると思われる。

著作権についても契約等に基づき大学等に帰属させる旨の記述があるが、著作権法15条の定める契約等位置付けは特許法35条とは異なるので注意を要する。著作権法15条の定める要件を充たし「職務著作」が成立すれば、大学等は「著作者」の地位を取得する。その成立を妨げる契約等があれば機関帰属とはならない。

コンテンツ分野における大学の権利の取り扱いについての議論がされていない。今後、デジタルコンテンツでは、先端技術の開発や利用を行ないながら、その上にコンテンツを作成していくような創造的な研究が活発化する。現在、大学で製作されたコンテンツは製作者である個人、あるいは個人の集合体である任意なチームに帰属している。コンテンツ産業においては、コンテンツの権利はコンテンツ製作の出資社と製作会社に帰属しており、契約書で記載しないかぎり、その中で担当している個人に帰属するものではない。（映画監督などは契約書で権利なども記載することで権利シェアをするケースがある）。このギャップを埋める政策提言が必要である。

ソフトウェア、デジタルコンテンツ等の著作物については、大学として、社会に無償開放する（すなわち複製等を自由にする）ものであるのか、そうではないものなのかを、明確にすべき。また、これらについて研究者（創作者）自身が利用する場合の条件についても明確にして頂きたい。かかる明確化により、大学成果の活用の場面が拡大し、また、研究者が移動した場合でも円滑に処理できると思われる。

【論点】

1. 研究マテリアル、ソフトウェア、実験データを含むデータベース、デジタルコンテンツ等の研究成果物は、単独で、あるいは他の知的財産等との組み合わせにより技術として利用される可能性が高いことを踏まえ、原則機関帰属として取り扱うという基本的考え方の周知を図るべきではないか。また、大学等は、研究者の流動化に配慮しつつ、その取り扱いルールを明確にすべきではないか。
2. 有体物（マテリアル）については、その利用の形態が多様であることから、その取り扱いルールについては極力柔軟かつ簡潔なものとしていく必要があるのではないか。

3. ソフトウェア、デジタルコンテンツ等にかかる著作権については、職務著作の考え方を踏まえつつ、その取り扱いルールを明確化すべきではないか。

・知的財産を活用した産学官連携の強化

第1章 創造分野

2. 大学等における知的財産の創造を推進する

⑥ 知的財産に関するルールを明確化する

産学官連携に関するルールの整備を支援し、契約締結の柔軟性を確保する
i) 大学等が自らの戦略的な知的財産の活用及び共同研究・受託研究の促進を図るために、2003年度以降、大学等が、民間企業との共同研究・受託研究を実施する場合の考え方、取扱ルール(例えば、以下のようなもの)を明確化するとともに、契約書の雛形、運用マニュアル等を自ら整備し、外部に対して積極的に公表することを促す。

・営業秘密等秘密情報の取扱い

・共同研究成果としての知的財産権の帰属

・民間企業等への権利譲渡、ライセンス等に関する考え方

他の大学(国内・国外)等の研究者との連携により知的財産が生じた場合の権利関係等の取扱い

また、大学等が民間企業との共同研究、受託研究実施ルール等を作成するために必要となる留意事項、例えば不実施主体である大学の特性や企業側における実施促進といった点を踏まえた契約上の工夫等について、各種方針、事例集等必要な情報を提供する。さらに営業秘密の取扱いについては、企業側の営業秘密の保護と、大学における学問・研究の自由を両立させるといふ観点、及び研究者の発明の公知化を防止するといふ観点から、大学等における秘密管理の参考となる考え方を整理し、周知する。

ii) 2003年度中に、産学官連携の推進に伴う研究者の利益相反問題についての参考となる事例をまとめ、周知する。

iii) 2003年度以降、大学等において、知的財産権の取扱いを含め、企業と大学等の間の協議結果を踏まえた共同・受託研究契約が締結できるよう契約締結についての柔軟性を確保する。

研究者間の自由な意見交換と特許保護の両立を図る

研究者間の自由な意見交換により、発明が新規性を喪失するといった問題を解決するため、2003年度中に、特許を受けることができない「公然知られた発明」についての判断基準を踏まえ、守秘義務の下での意見交換によっては、発明は新規性を喪失しないことを、研究現場に周知する。

3. 大学・企業を問わず質の高い知的財産の創造を推進する

(8) 産業界の意識を改革する

ii) 窓口を明確化する

2003年度以降、大学等と企業との交渉を円滑にかつ効率的に行うため、産業界に対して、各企業の産学官連携の窓口を明確化するよう促す。

第3章 活用分野

3. 知的財産活用の環境を整備する

(6) 知的財産を活用して中小・ベンチャーを活性化する

- ii) 大学等の知的財産を中小企業がより容易に利用しやすくなるよう、2003年度以降引き続き中小企業と大学等とのマッチングの支援を行う

【基本的認識】

1. 大学は、学術研究の推進や高度な人材の養成を通じて社会に対して責任を負う存在であり、その自主性の尊重が求められると同時に、自律的に時代や社会の期待に応えていく姿勢が求められる。大学は、歴史的には教育と研究を本来の目的としてきたが、社会情勢の変化とともに、我が国の大学に期待される役割も変化しつつあり、現在においては、社会貢献を教育・研究に加えて大学の「第三の使命」として位置づけることが求められている。
2. 近年、大学等の知的財産活動の進展等を受けて、「共創」、すなわち産学官が相互に連携協力して、優れた研究成果にかかる知的財産を積極的に創造し、活用していくことが極めて重要な課題となっており、産業界の真のイコール・パートナーとして、大学等に対する産業界からの期待は、今後ますます増大してくるものと予想。
3. 大学等の知的財産の有効活用に関しては、産業界の活用の実態、今後の取り組み方針、課題、意見・要望等を踏まえ、大学等側、産業界側双方で取り組むべき事項を検討する必要がある。

【委員・招聘者等の意見】

< 大学等側に対して >

大学等における産学連携ポリシーの明確化及び体制の整備が重要。

大学等が総合力を発揮するため、一元化した組織として産学連携を進めるべき

大学の知の社会への還元を大きく進めていくには、理念の共有、目標の設定、ルールの明確化、運用の透明化など、あらゆる面において組織としての取り組みを強化することが不可欠である。結果として知的財産から収入があった場合は、個人への還元というよりは、組織として産学連携に資する研究環境の整備や知的財産権の確保のために還元し、国としての資金が組織的な投資サイクルとして機能するようにすべきである。

大学等も今後はグローバルな競争社会に組み込まれることになる。今後は、そのような変化を見据えた準備が必要となってくると思われる。産業界としては、日本の大学と連携する場合には、以下の事項を判断の重要な要素と考えている。

・大学において、将来のイノベーションを引き起こすような研究成果が創出されているか、あるいはそれが創出され得るような研究環境（陣容を含め）が整備されているか。

・大学と産業界とが win-win となれるようなパテントポリシーが明確になっているか。

・契約の締結にあたって、契約内容の柔軟性など交渉の自由度がどれ位あるか。

・産学連携の果実を得るために、いつまでに何をするかという目標が明確になっているかどうか。

企業対大学の包括的連携は 1 つのモデルであることは確かだが、これだけでは大学の機能を矮小化しすぎである。企業活動の中にも時代を先取りし、先鋭化した研究開発を行うデビジョンがあるはずであり、大学もまた先駆的な研究で世界トップを走るグループがある。両者の共鳴は、本来包括的連携で取り扱うべき対象ではなく、もっとネットワークの良い連携のスタイルがあるはず。志を同じくする仲間を増やすためにオープンにやるのか、先行者だけでクロードでやるのか、様々なスタイルがあり得る。

「産業界のニーズを大学が受け取り、研究成果を事業化する形が一般的」というのは 1 つの考え方として了解できるが、産業界と大学の関係をこのモデルで割り切るのは疑問。大学が産業ニーズに敏感であることは勿論必要だが、大学が産業の進むべき方向を提示してみせることも極めて重要。産業界が問題の所在を認識していない段階で、大学からの実証的提案やコンセプトの提示がなされることこそ、知の拠点としての大学の本来の役割ではないか。

産学連携として大切なのは、大学の知の社会への還元である。知的財産はその手段の一つであり、知的財産収入は結果にすぎない。徒に、知的財産権の件数や知的財産収入のみに特化した評価は慎むべきである。大学のオープンネスを適度に維持しつつ産業発展に貢献する方策に関して、知恵を出すことが必要である。

産学連携の研究において情報を開示する企業の立場からすれば、秘密保持義務の遵守が前提であり、企業から秘密情報として特定された情報についての秘密保持義務を遵守するよう産学連携プロジェクトに参加する研究者（大学の教職員のみならず院生・学生を含む）に対して徹底頂きたい。学問・研究の自由という名の下に、秘密情報が研究者を通じて、競業企業に流れることがある場合には、産学連携は困難になる。

産学連携における知的財産の取扱いにあたっては、大学側のポリシーに拘泥することなく、産学連携の個々のプロジェクトにおける態様に応じて、具体的には、企業の投与する技術、人員、資金等を考慮しての柔軟な措置 契約ができるよう望む。この点、企業側との交渉のため、ビジネス感覚を有する交渉者の確保・育成が必要。

大学成果の産業界での実用化には、単に特許のライセンスのみならず、研究者からの技術支援も必要な場合が多くあると考える。実用化する企業に対する研究者の技術支援が円滑に進められるような体制も検討して頂きたい。

グローバルな事業活動をする企業は、大学の成果技術を利用した事業についても、グローバルに展開したいのであるから、特許権も日本のみならず、海外で権利化されていることが必要である。海外における特許の権利化が促進されるよう、海外での権利化に必要な費用も、予算が確保されることを強くお願いしたい。

いろいろなプロジェクト事業を行うとき、暫定的な人材雇用が発生する。その場合、大学の中の組織として、経理等の事務を非常勤職員がどこまで責任を持って担当できるかが問題。サポート体制、責任体制の整備が重要。

<産業界側に対して>

大学等と企業との交渉を円滑にかつ効率的に行うためには、各企業の産学官連携の窓口を明確化するとともに、各企業が大学等が所有する知的財産の価値を適切に評価できるよう、評価手法が確立される必要がある。

<制度面について>

国立大学法人からの大学発ベンチャーへの出資を可能とすべき。「ライセンス対価としての」株式取得に限定すれば、大学が積極的に大学のお金を投資につき込むのではなくて、大学発ベンチャーからライセンス料として入るはずのキャッシュ(資産)が株式に変わるだけで、大学の現有する資産が消えていく話ではないので一定の縛りはかかっているといえるのではないか。

ニーズとシーズのマッチングはまだ小規模にとどまっている。TLOや知的財産本部の果たすべき役割は今後ますます増大するものと予想。これらの活動を更に活性化させるため、人的・資金的基盤整備に対する支援は不可欠。

【論点】

1. 知的財産を活用した産学官連携について、産業界の大学等に対する期待は急速に高まってきている。その一方で、大学等が産業界のニーズに応えるためだ

けの存在になってしまうのではないかという懸念も出されている。大学等の使命としては教育、研究及び社会貢献があり、知的財産を活用した産学官連携は、この「第三の使命」である社会貢献の極めて有効な手段の一つであることを、産業界及び大学等双方が確認しておく必要があるのではないか。

2. この確認を前提とした上で、産業界からの大学側に対する要望として、ポリシーの明確化、組織管理体制の整備、運用の弾力化等が出されているが、大学側は、これに応える必要があるのではないか。
3. 大学等 (知的財産本部) 及び TLO の体制整備を、今後更に積極的に進めて行くべきではないか。そのため、人材面、資金面で支援を強化して行くべきではないか。
4. 大学発ベンチャーを推進するため、国立大学法人等から大学発ベンチャーへの出資を可能とし、その対価としての株式取得を認めるべきではないか。
5. 産業界側も、大学等に対する意識を改め、産学官連携に対して積極的に取り組むべきではないか。そのため、大学等と企業との交渉を円滑にかつ効率的に行うことができるよう、各企業の産学官連携の窓口を明確化すべきではないか。

大学等における知的財産権取得の円滑化

第1章 創造分野

2. 大学等における知的財産の創造を推進する

(4) 知的財産権の取得・管理といった知的財産関連活動に関する費用を充実する

i) 法人化後の大学では、特許権が大学で一元管理される方向であり、また、国内外への特許出願件数の増加も予想される。このため、2004年度以降、国公立を通じた大学等への海外出願経費を含めた特許関連経費の支援を、競争的原理の下で、大学の自主性を尊重しつつ、充実するとともに、各大学に対しても必要な特許関連経費を確保することを奨励する。

ii) 2004年度以降、プロジェクト研究や競争的資金など、特許等の取得をある程度の目標とする研究費については、特許関連経費を別枠で措置するなどの方法により確保を図るとともに、2004年度末までに研究開発の時期と特許関連経費の支出時期のずれを踏まえ、特許関連経費の柔軟な取扱いを検討する。

iv) 2004年度以降、大学等が主体的に取り組む共同研究等について、その研究成果を事業化に結びつけるための知的財産の戦略的取得・維持に必要な資金を十分確保する。また、そのため、企業等から提供される研究費の内、間接経費の一部を知的財産の取得・維持費用に弾力的に充当できるようにする。

【基本的認識】

1. 大学等の知的財産創出・活用は、着実に進んでいる。TLOの整備が着実に増加してきている一方、大学等において知的財産本部の整備に対する積極的な取り組みが進められている。その結果、大学等・TLOからの特許出願件数は急速に増加してきている。
2. 本年4月の国立大学法人化を契機に、大学等を通じての国内外への特許出願件数は、今後更に急速に増加することが予想される。

【委員・招聘者等の意見】

大学等における知的財産権の取得・管理といった知的財産関連活動に関する費用を充実させるべきである。

プロジェクト研究や競争的資金などについては、間接経費の一部を特許権等の取得及び維持管理費用に充当できることを明確化し、周知するとともに、必要に応じて直接経費でも措置すべきである。また、研究開発の時期と特許等の関連経費の支出時期のずれを踏まえ、特許等の関連経費については繰越や他の研

究成果への転用を可能とする等の柔軟な取扱いを行うべきである。

大学等に対する運営交付金の算定において特許収入等分を別枠扱いにするなど、知的財産関連活動へのインセンティブを減じないよう配慮する措置を講じるべきである。

大学等が主体的に取り組む共同研究等について、その研究成果を事業化に結びつけるための知的財産の戦略的取得・維持に必要な資金を十分確保すべき。また、そのため、企業等から提供される研究費の内、間接経費の一部を知的財産の取得・維持費用に弾力的に充当できるようにすべき。

特許関連費用の内、弁理士費用について、アカデミックディスカウントの活用等、支出の効率化を促すべき。

国立大学法人からの出資先として、今回、TLO向けが可能になるように変わるが、大学発ベンチャーへも知的財産権の現物出資ができるように変えた方がいいのではないか。それは知的財産に出資して、今の段階では金がないから払えないとかという人はまだ当分払わなくていいというようなことも可能になるので、そういうのも有効だと思われる。

国立大学法人の研究成果の活用に関する自主性を高め、国立大学法人の保有する技術の産業分野への移転を促進するため、国立大学法人によるライセンス対価としての株式取得を認めるべき。

共同出願経費についても計画的な予算措置が必要。大学内で独自に発生する知的財産の内、事業化の可能性の高いものについては大学の判断で特許化を図っていくものと思われる。それに加えて産学の共同研究の成果は、事業化につながる可能性が高く、また企業と大学との共同出願になるケースが基本になると想定される。その際には、大学がその持分に応じて費用を負担することになる。従って、共同研究を進める際には、大学の経営責任としてあらかじめ予算措置を計画的に行なっておくことが必要である。

【論点】

1. プロジェクト研究や競争的資金などについては、間接経費の一部を特許権等の取得及び維持管理費用に充当できることを明確化し、周知すべきではないか。その際には、研究開発の時期と特許等の関連経費の支出時期のずれを踏まえ、特許等の関連経費については繰越や他の研究成果への転用を可能とする等の柔軟な取扱いを行うべきではないか。
2. また、企業等から提供される研究費の内、間接経費の一部を知的財産の取得・

維持費用に弾力的に充当できることを周知すべきではないか。その際、産業界の了解を得て、繰越や他の研究成果への転用を可能とする等の柔軟な取扱いができるようにすべきではないか。

3. 外国特許等の取得及び維持管理費用について、直接経費でも措置すべきではないか。その際、大学等に対する運営交付金の算定において特許収入等分を別枠扱いにするなど、知的財産関連活動へのインセンティブを減じないよう配慮する措置を講じるべきではないか。
4. 国立大学法人の保有する技術の産業分野への移転を促進するため、国立大学法人による大学発ベンチャー等へのライセンス対価としての株式取得を認めるなど大学発ベンチャーへの出資を可能とすべきではないか。
5. 弁理士費用について、アカデミックディスカウントを行うことについてどう考えるか。

知的財産専門人材の育成

第5章 人材の育成と国民意識の向上

1. 知的財産関連人材の養成と知的財産教育・研究・研修を推進する

(1) 専門人材を育成する

弁護士・弁理士の大幅な増員と資質の向上を図り、知的財産に強く国際競争力のある弁護士・弁理士を充実する

知的財産法を司法試験の選択科目にする

法科大学院の教育と司法試験との連携を図る

(2) 知的財産に関する大学院、学部、学科の設置を推進し、知的財産教育を魅力あるものとする

夜間法科大学院の開設など知的財産教育を進める環境を整備する

知的財産に重点を置いた法科大学院や専門職大学院、技術経営大学院など、あらゆる段階における知的財産教育を推進する

(3) 知的財産教育・研究の基盤を整備する

知的財産教育に関する児童・生徒向け教育及び教員向け研修を推進する

国際的な研究・研修機能を充実させる

知的財産に関する総合的かつ学際的な研究を推進する

知的財産関連統計の活用を図る

(知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画 平成15年7月8日)

【基本的認識】

1. あらゆる制度を支えるのは人である。「知的財産立国」の実現には、知的財産創造を育成することに加え、その権利化や紛争処理、知的財産ライセンス契約等の高度な専門サービスを提供する専門家の増員及び養成が急務であるとされている。
2. 知的財産の創造、保護、活用といった知的創造サイクルの各段階では、知的財産の専門人材として、弁理士、弁護士の他、裁判所、行政機関（特許審査・審判、税関、警察）、大学、企業等の各機関においてもそれぞれの役割に応じた多種多様な専門人材が求められている。そのような役割に応じた専門人材をより多く確保・養成していく必要がある。
3. 知的財産専門人材としては、以下のような者が挙げられる。
弁護士：約2万人（このうち弁理士登録をしているのは約300人）
（今後合格者を順次拡大し、平成22年には毎年3,000人を目指す）

弁理士：約5,000人(平成15年度合格者550名)
弁理士補助業務者：人数は不明(数千名規模)
特許翻訳者：人数は不明(数百名規模)
企業知的財産担当者：約2万人
行政(特許庁審査・審判官ほか)：約2,000人
先行技術調査業務従事者(IPCC等)：約2,000人
大学等(知的財産本部・TLO等)：約500人

4. これらを総計すると、現在の知的財産関連業務に従事している者の数は、多く見積もっても、5万人から6万人程度か。

【委員 招聘者等の意見】

弁護士について

今後企業法務としての知的財産管理が重要となるという観点からも、知財に精通した弁護士を多数確保する必要がある。そのためには、
・司法試験の選択科目として、特許法、著作権法等知的財産関連科目を加えるべき。(できるだけ細分化された形で)
・多数の理系、芸術系、経済系等の人材が法科大学院に入るようよく注視すべき。
・法科大学院が司法試験の予備校とならないよう配慮すべき。(具体的にどのような配慮をすべきなのか。)

弁理士について

弁理士が出願業務以外の新たな分野に進出することを促す方策を考えるべき。
弁理士に業務を依頼しようとするユーザーが、弁理士を適切に評価・選定できるように弁理士に関する情報を積極的に公開することが必要。
急増している新人弁理士に実務能力をつけさせるためのシステムを早急に確立することが必要。
弁理士の増員と資質の向上を図ると共に、国際的に活躍できる弁理士を増やすため、知的財産専門職大学院での知財実務習得と弁理士制度のリンクを図るべき。
企業知的財産部門や特許事務所で知財実務を経験している人材が弁理士になりやすい試験制度を検討すべき。

大学等の技術移転専門家について

技術移転を円滑に進めるためには、マーケティングに精通する専門人材が必要である。このような人材の養成のためには、実務を担当する者に対するケーススタディを中心とした教育プログラムが必要。
・大学の知的財産専門家は、大学の研究者とビジネスを志向する産業界の間に立ち両者の仲介をするのであるから、ビジネスマインドを基に交渉ができるバランス感覚が必須。また、大学の最先端の技術に触れるのであるから技術の素養も求められ、知的財産にかかわる交渉に携わるのであるから法律の素養も必要。さらに、産学連携の成果の事業化は息の長い活動であることから、若手の人材の育成も重

要。

・中小企業にとって大学は敷居が高く、大学にとって中小企業は多種多様でどのように付き合えばいいのかわからない状況であり、大学と企業を結びつける優れたコーディネータ役が必要不可欠である。現状においてコーディネータとしての役割を期待されているのはTLOであるが、多数の中小企業を対象とするには、人的、資金的に十分な活動のできる体制の整備が必要である。また、TLOのスタッフに民間企業との渉外に明るい人材を確保したり、民間経済団体等と協同で運営する仕組みなどを取り入れることによって、大学と中小企業との垣根を取り払う取組みが期待される。

その他の人材について

・ダブルメジャー(知財+何か)の人材が必要。そのためには、大学のカリキュラムをもっと柔軟なものにすべき。(知財とマネジメントに関するゼミは、非常に人気がある。このような形式の教育プログラムをもっと拡大すべきではないか。)

企業や弁理士事務所には、明細書作成能力や先行技術調査能力の優れた人材が多数存在する。このような人材が大学等で活動できるよう、一定以上の要件(経験年数、第三者の推薦等)を満たした人材を登録し、活用する仕組みを検討すべき。

知的財産関連では、指導する側の人材も圧倒的に不足している。指導者養成のための高度教育プログラムも検討すべき。

一方、大学以外の分野での知的財産専門人材においても、ビジネス・技術・法律の三位一体の智慧が求められる。

知財専門職大学院について

知財専門職大学院のあり方(どのような人材を養成するのか等)について検討し、優れたカリキュラムについて、国が積極的に支援すべきではないか。

知財専門職大学院の理念を明確にし、輩出される人材の活用先も考慮して、具体的内容を検討すべき。

知財専門職大学院では、知財を中心にしたビジネスの構築・支援ができる人材も養成すべき。

知財専門人材の育成として、法科大学院との区別も考えるべき。

教育・研修システムについて

法科大学院における知的財産関連の講義を、知的財産関連実務に携わっている者に対しても、受講可能とすべき。

知的財産関連業務について、大学以外での教育(インターンシップの大幅拡大等)を積極的に推進すべき。そのため、そのような外部での学習についても単位を認めるなどのインセンティブを与えるべき。

知的財産関連の研修については、特許庁、日本知的財産協会、発明協会等多数の機関が独自のプログラムを所有しているが、これらをさらに有効に活用する方策はないか。

・e-ラーニング等を活用して、多数の者が、知的財産に関する教育・研修を、自由

に受けることができる仕組みが必要。

人的連携の強化

小学校から大学までの各教育段階における産業教育の充実、職場体験、インターンシップ、日本版デュアルシステムなどを通じて地域の中小企業と触れ合い、働くことの喜び・すばらしさを実践的・体験的に教える教育、さらには、創業、パイオニア、チャレンジ精神を育む教育を是非とも推進すべき。

大学教授等が企業の現場に足を運び、経営者と対話をすることも重要。出会いの場の設定が課題。

その他

知的財産関連業務は広範にわたっており、一人で全ての専門分野に精通することは不可能。したがって、人的ネットワークが必要。このようなネットワーク構築を積極的に支援する方策を検討すべきではないか。

知的財産専門人材の育成には、大学において社会人向けに、現場での経験を有する人を講師として呼び、ケースに基づいた教育を行なうのが効果的。

【論点】

1. 「知的財産立国」の実現のためには、知的財産に関する多種多様な専門人材を早急に多数確保・養成する必要があるのではないか。

(例えば、平成22年までに、10万人に拡大)

2. 弁護士的大幅な増員と資質の向上を図り、知的財産に強い弁護士を充実する必要があるのではないか。そのため、司法試験の選択科目として、特許法、著作権法等知的財産関連科目を加えるべきではないか。また、法科大学院での知的財産教育を推進すべきではないか。

3. 知財を中心にしたビジネスの構築・支援ができる人材を養成すべく、知的財産専門職大学院のあり方を検討すべきではないか。また、知財専門職大学院と弁理士制度とのリンクについても検討すべきではないか。

4. 大学等の技術移転を担当する者等としては、マーケティングにも精通する知的財産専門人材が必要である。このような人材の養成のためには、実務を担当する者に対するケーススタディを中心とした教育プログラムが必要ではないか。

5. 知的財産関連では、指導する側の人材も圧倒的に不足している。指導者養成のための高度教育プログラムも検討すべきではないか。また、社会人を教育する夜間プログラム等についても積極的に取り組むべきではないか。

6. 企業や弁理士事務所の、明細書作成能力や先行技術調査能力の優れた人材が大学等で活動できるよう、一定以上の要件(経験年数、第三者の推薦等)を満たした

人材をデータベース化し、活用する仕組みを検討すべきではないか。

7. 広範にわたる知的財産関連業務に迅速かつ的確に対応できるよう 知的財産専門人材のネットワーク構築を積極的に支援する方策を検討すべきではないか。

(参考)

知的創造サイクルの各段階における専門人材の役割・業務

(1) 知的財産創造段階

目的

- ・ 研究戦略と知財戦略の一体的推進
- ・ 研究者の意識改革
- ・ 重複研究投資の排除
- ・ 研究開発に関する新しい発想・アイデアの創出
- ・ 共同研究の推進

役割・業務

- ・ 研究戦略と連携した知財戦略の構築
- ・ 知財戦略に基づく研究マネジメント
- ・ 研究者に対する普及・啓発
- ・ 研究開発に関連した先行技術調査
- ・ 知的財産情報の提供及びそれに基づくアドバイス
- ・ 共同研究に関する契約の交渉・締結

(2) 知的財産保護 (権利取得) 段階

目的

- ・ 研究成果等について知的財産権を取得するかどうかの評価・判断
- ・ 広く強い知的財産の創出及び取得
- ・ 広く強い権利とするための追加研究等の実施
- ・ 改良特許、周辺特許、外国特許等の取得戦略の構築

役割・業務

- ・ 研究成果に関する権利化可能性判断のための先行技術調査
- ・ 出願すべきかどうかの判断 (目利き)
- ・ 広く強い権利となる出願書類 (特許明細書等) の作成
- ・ 改良特許、周辺特許、外国特許等の戦略的出願
- ・ 外国出願のための翻訳
- ・ 特許庁への手続き (権利化までのやり取り)
- ・ 裁判所への査定不服審判申し立て

(3) 知的財産活用段階

目的

- ・ 大学等から産業界への知的財産を仲介とした技術移転
- ・ 知的財産をベースにした新たな共同研究等連携の構築
- ・ 知的財産を活用したベンチャー企業の立ち上げ
- ・ 国際標準への戦略的取組
- ・ 他者の知的財産侵害に対する対策
- ・ 侵害として警告または提訴を受けたときの対策

役割・業務

- ・ 技術移転関連業務（TLOのスタッフ）
- ・ 共同研究等のコーディネート
- ・ ベンチャー企業の立ち上げ支援
- ・ 国際標準化技術とするための戦略構築・対外交渉
- ・ 他者の権利侵害行為に対する対処方法の検討
- ・ 警告または提訴への対策の検討
- ・ 権利侵害に関する他者との交渉